

新型コロナウイルス感染症

日常に「新しい生活様式」を

5月21日、大阪府に発令されていた緊急事態宣言が解除されました。しかし、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。今後も感染防止に努めましょう。

〈関連〉新型コロナウイルスに関する市民・事業者向け支援情報一覧(保存版)

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府から全国に緊急事態宣言が発令されていますが、5月14日に39府県が解除され、21日には、大阪府を含む3府県についても解除されました。

東大阪市においては、5月19日現在、89人の感染者が発生していますが、約50人の方がすでに回復されています。大阪府においても緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルス

ウイルス感染症が終息したわけではありません。第2波、第3波が起ることがないよう、日常に「新しい生活様式」を取り入れ、感染防止に努めましょう。

【意識しよう/新しい生活様式】
感染がいったん落ち着いても、再び流行が起る恐れがあり、「新しい生活様式」に切り替える必要があります。従来と異なる生活様式になるため、意識的に実践していきましょう。

実践例 ▽身体的距離の確保(人との間隔

はできるだけ2m確保)
▽マスクの着用(症状がなくてもマスクを着用)
▽手洗い(家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う)
▽在宅勤務(テレワーク)などの取組みを推進するなど
※詳しくは市ウェブサイトをご覧ください
(下のコードからアクセス可)

マスクなどの支援
新型コロナウイルス

▽新しい生活様式について
▽母子保健・感染症課 072(960)3805、FAX 072(960)3800
▽支援について
▽危機管理室 06(4309)3130、FAX 06(4309)3806

5月27日申請書発送 6月上旬給付開始

特別定額給付金

〈詳しくは2面に掲載〉

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた緊急事態宣言により影響を受けた家計への支援を行うことを目的として、市民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金の申請書を5月27日(水)に発送します。

また、子育て世帯の生活を支援するため、児童手当の受給者に対し、対象児童1人につき1万円の臨時特別給付金を支給します。

対象など、詳しくは2面または市ウェブサイトをご覧ください。

特別定額給付金コールセンター

タ1 06(4309)3666
7、FAX 06(4309)3811



新型コロナウイルスに便乗して増加 給付金の詐欺にご注意!

国や自治体などが次のことを行うことは絶対にありません。このようなメールや電話があれば、警察へ110番通報または警察相談専用電話(＃9110)に連絡してください。

- ◆ATM(現金自動預払機)の操作をお願いする
- ◆受給にあたり、手数料の振込みをお願いする
- ◆Eメールを送り、URLをクリックして申請手続きを求める

▽危機管理室 06(4309)3130、FAX 06(4309)3858

新型コロナウイルスに関する 相談窓口を設置しています

感染が疑われる場合は、まずは新型コロナウイルス受診相談センターにご相談ください。

新型コロナ受診相談センター

専用電話 072(963)9393、FAX 072(960)3809 ※専用電話は土・日曜日、祝休日を含めた終日つながりますが、FAXは月曜日～金曜日9時～17時30分の回答となります。午前中・夕方に電話が集中し、つながりにくい状況があります。昼～夕方の方が比較的つながりやすい時間帯となっています。

▽息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある方
▽重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比

較的軽い風邪の症状がある方(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDなど)などの基礎疾患があるまたは透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方、妊婦。 ▽発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている方(症状が4日以上続く、解熱剤などを飲み続けなければならない場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください)

子どもがいる方へ

小児については、小児科医による診察が望ましく、新型コロナ受診相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。

一般的なお問合せ

東大阪市電話相談窓口

東保健センター
072(982)2603、FAX 072(986)2135

中保健センター
072(965)6411、FAX 072(966)6527

西保健センター
06(6788)0085、FAX 06(6788)2916

受付時間 9時～17時30分(月曜日～金曜日。祝休日を除く)

大阪府電話相談窓口

専用電話
06(6944)8197、FAX 06(6944)7579

受付時間 9時～18時
※土・日曜日、祝休日も対応。

厚生労働省電話相談窓口

専用電話 0120(565653)
※フリーダイヤル。

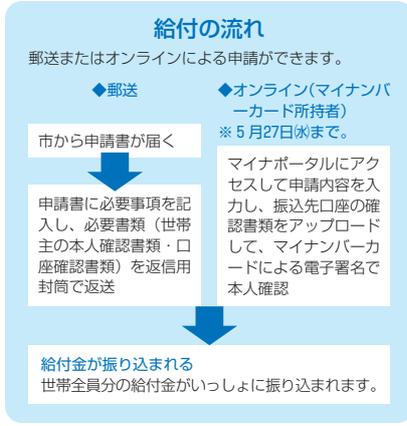
受付時間 9時～21時
※土・日曜日、祝休日も対応。

新型コロナウイルス感染症の市内発生状況や市民・事業者向けの支援制度、感染拡大防止のため閉館している市施設、中止・延期されるイベントなどの情報を市ウェブサイトに掲載しています。内容は随時更新されるため、最新の情報については、市ウェブサイトでご確認ください(下のコードからアクセス可)。



家計への経済的支援

特別定額給付金・子育て世帯への臨時特別給付金



特別定額給付金
▽オンライン申請
▽郵送申請
給付開始日(予定)
▽オンライン申請
▽郵送申請

【郵送申請】
世帯主宛に届く申請書(5月27日発送)に必要事項を記入のうえ、申請者である世帯主の本人確認書類(運転免許証や健康保険証、生活保護受給証など)と口座確認書類(通帳やキャッシュカード)の写しを添付し、同封の返信用封筒で申請してください。 ※感染拡大防止のため、市役所

【オンライン申請】
マイナンバーカード(個人番号カード)によるオンライン申請の受付期間は5月27日(木)までです。オンライン申請を行える方は、4月27日時点において世帯主であった方に限ります。申請にはマイナンバーカードの交付時に設定した署名用電子証明書の暗証番号(英数字6文字以上16文字以内)が必要となります。詳しくは、市ウェブサイトをご確認ください(下のQRコードからアクセス可)。

曜日(金曜日9時~17時30分)
【オンライン申請】
マイナンバーカード(個人番号カード)によるオンライン申請の受付期間は5月27日(木)までです。オンライン申請を行える方は、4月27日時点において世帯主であった方に限ります。申請にはマイナンバーカードの交付時に設定した署名用電子証明書の暗証番号(英数字6文字以上16文字以内)が必要となります。詳しくは、市ウェブサイトをご確認ください(下のQRコードからアクセス可)。

子育て世帯への臨時特別給付金
原則、申請不要
今年4月分(3月分含む)の児童手当を受給している方に対し、6月11日(木)に案内を郵送します。申請は原則不要です。 ※万一、給付金の受取を辞退したい方は、「受給拒否の届出書」を市ウェブサイトで、必要事項を記入

新型コロナウイルスの影響により
徴収猶予の「特例制度」
納税が困難な方へ
対象となる市税
2月1日~来年1月31日に納期限が到来する個人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税、事業所税など ※すでに納期限が過ぎていた未納の市税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡って利用可。

新型コロナウイルスの影響により
納税が困難な方へ
対象となる市税
2月1日~来年1月31日に納期限が到来する個人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税、事業所税など ※すでに納期限が過ぎていた未納の市税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡って利用可。

支給方法
児童手当の受取口座に振込み
特別定額給付金
1月15日
特別定額給付金
1月15日

納税が困難な方へ
徴収猶予の「特例制度」
対象となる市税
2月1日~来年1月31日に納期限が到来する個人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税、事業所税など ※すでに納期限が過ぎていた未納の市税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡って利用可。

納税が困難な方へ
徴収猶予の「特例制度」
対象となる市税
2月1日~来年1月31日に納期限が到来する個人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税、事業所税など ※すでに納期限が過ぎていた未納の市税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡って利用可。

新型コロナウイルス感染症対策

家庭でのゴミの捨て方

家庭ゴミを出すときに心がける4つのこと

その1

ゴミ袋はしっかり縛って封をしましょう
ゴミが散乱せず、収集運搬作業時にゴミ袋を運びやすくなります



その2

ゴミ袋の空気を抜いて出しましょう
収集運搬作業時にゴミ袋を運びやすくし、収集車で破裂を防止できます



その3

生ゴミは水切りをしましょう
ゴミの量を減らすことができます



その4

普段からゴミの減量を心がけましょう
購入した食品は食べきるなど、ゴミを出さないことも大切です。家庭での食事の機会が増える中、料理を楽しみながら、できることがあります。環境省の食品ロスポータルサイトをご覧ください(右のコードからアクセス可)



家庭ゴミなどの収集作業において、ゴミ袋が開いていたりする、作業員がゴミを介して新型コロナウイルスに感染する可能性があります。また、通常よりもゴミの排出量が増えています。できるだけゴミの量を減らす努力をしましょう。

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方や、その疑いのある方が家庭にいる場合、鼻水などが付着したマスクやティッシュなど、のゴミを捨てる際は、次の3つを心がけてください。

▽ゴミ箱にゴミ袋をかぶせ、ゴミが漏れなくなる前に早めに出す

▽ゴミに直接触れることのないよう、空気を抜いてからしっかりと縛って出す。万一、ゴミが袋の外面に触れた場合や、袋が破れている場合は、ゴミ袋を二重にしてください

▽ゴミを捨てた後は石けんを使って、流水でしっかりと手を洗う

※資源ゴミ(ペットボトルや缶・ビン)については、お問合せください。

▽古布(古着)の排出を考えている方へ
自治会や子ども会などの集団回収団体の一部では、古布(古着)を回収しています。集められた中古衣類の大半は国外で使用されていますが、各国で新型コロナウイルスの感染拡大防止のための移動制限措置などにより、現在、国内外で多くの中古衣類が一時的に滞留しています。古布(古着)の排出を考えている方は、お問合せください。

▽古布(古着)の排出を考えている方へ
自治会や子ども会などの集団回収団体の一部では、古布(古着)を回収しています。集められた中古衣類の大半は国外で使用されていますが、各国で新型コロナウイルスの感染拡大防止のための移動制限措置などにより、現在、国内外で多くの中古衣類が一時的に滞留しています。古布(古着)の排出を考えている方は、お問合せください。

▽古布(古着)の排出を考えている方へ
自治会や子ども会などの集団回収団体の一部では、古布(古着)を回収しています。集められた中古衣類の大半は国外で使用されていますが、各国で新型コロナウイルスの感染拡大防止のための移動制限措置などにより、現在、国内外で多くの中古衣類が一時的に滞留しています。古布(古着)の排出を考えている方は、お問合せください。

子育て支援センター 外出自粛で子育てに疲れた方 気軽にご相談ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、子育て支援センターやつどいの広場は休館となり、子育て中の皆さんには不便をおかけしています。このような状況の中、日々子育てに奮闘していることと思います。

子育てサポートや子育て支援センター、つどいの広場では随時電話相談を受け付けていますので、次のようなときは気軽に相談ください。

▽外出自粛で遊びに行く場所がなくて

育児がつらい、子どもストレスがたまっているようだ、▽ずっと家にいて、子どもが問題行動を起こすようになった、▽気が晴れない、誰かに話を聞いてほしいなど

▽あさひっこ(旭町子育て支援センター) 072(980)8871、FAX072(985)1055
▽ももっこ(楠根子育て支援センター) 06(4306)4151、FAX06(4306)3080
▽ゆめっこ(布施子育て支援センター) 06(6748)0210、FAX06(6748)0257
▽鴻池子育て支援センター 06(6748)8251、FAX06(6743)0577
▽荒本子育て支援センター 06(6788)1055、FAX06(6788)2597
▽長瀬子育て支援センター 06(672)1800、FAX06(6728)2413
▽つどいの広場(市内18か所。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください)

子育てサポートや子育て支援センター、つどいの広場では随時電話相談を受け付けていますので、次のようなときは気軽に相談ください。

▽あさひっこ(旭町子育て支援センター) 072(980)8871、FAX072(985)1055
▽ももっこ(楠根子育て支援センター) 06(4306)4151、FAX06(4306)3080
▽ゆめっこ(布施子育て支援センター) 06(6748)0210、FAX06(6748)0257
▽鴻池子育て支援センター 06(6748)8251、FAX06(6743)0577
▽荒本子育て支援センター 06(6788)1055、FAX06(6788)2597
▽長瀬子育て支援センター 06(672)1800、FAX06(6728)2413
▽つどいの広場(市内18か所。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください)

令和2年度

個人住民税(市・府民税)

6月上旬に納税通知書を発送

令和2年度個人住民税の納税通知書を6月上旬に発送します。個人住民税を給与から引落している方は、税額決定通知書を5月中旬に勤務先へ送付しています。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から来庁者の集中緩和などを図るため、電話での問合せにご協力ください。

相談のため来庁者が多くなります。迷惑をおかけしますが、次のとおり来庁者について制限を設けますので協力をお願いします。

来庁可能日 57と市外は偶数日 57は奇数日

6月初旬は市民税・府民税証明書の取得や開庁。

児童手当・特例給付を受けられている方に「児童手当・特例給付現況届」の用紙を6月上旬に送付します。この届は、受給者の6月1日現在の状況を把握し、引き続き6月分以降の手当を受けける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

児童手当・特例給付

6月中に現況届の提出を

令和2年度個人住民税主な変更点

ふるさと納税の対象となる地方自治体

一定の基準に基づき総務大臣が指定しました。対象となる地方自治体は、「総務省ふるさと納税ポータルサイト」をご確認ください。

これに伴い、昨年6月1日以降に対象外の地方自治体に寄附を行った場合、寄附金税額控除の特例控除および申告特例控除(ワンス)

郵送するか、国民年金課または行政サービスセンターに提出してください。提出がない場合は、6月分以降の支給がいったん停止しますのでご注意ください。

国民年金課 06(4309)3165、R06(4309)3805

トップ特例制度)の適用を受けることができなくなりました。

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の見直し

取得した住宅に昨年10月1日〜今年12月31日に居住した場合、控除期間が現行の10年間から13年間に3年間延長されます。ただし、住宅の取得などにかかる対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%の場合に限りです。

1年目〜10年目は、従来の住宅ローン控除と同様の控除額となります。11年目以降の3年間の住宅ローン控除可能額は次のいずれか少ない額になります。

住宅ローン控除の限度額は、改正前後を通じて変更はありません。所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれない額(または「所得税の課税総所得金額等の7%(最高13万6500円)」の

公的年金などの収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下であれば、所得税の確定申告書の提出は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は確定申告をすることができず、税務署へご相談ください。

森林環境税を延長します

府では、「森林環境税」(年額300円/府民税均等割額に加算)を令和5年度まで延長し、豪雨や猛暑から府民を守るため、「森林の土石流・流木対策」と「都市緑化を活用した猛暑対策」を実施します。皆さんの理解と協力をお願いします。

年金からの引落し特別徴収制度

4月1日現在65歳以上の年金受給者で前年中の年金所得にかかる個人住民税を納税する義務のある方を対象に、個人住民税の引落し(特別徴収制度)を行っています。なお、納税方法を変更するだけのものので、この制度によって新たな税負担が生じることはありません。ただし、次の方は対象となりません。

▽4月1日時点で介護保険料が年金から引落しされていない方

▽引落しされる個人住民税額が老齢基礎年金などの額を超える方(など)

引落し対象年金

引落しの対象は、老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金などです。障害年金や遺族年金などの非課税所得に該当する年金から住民税を引き落とすことはありません。

個人住民税の公的年金からの特別徴収は、前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額の3分の1ずつを4月・6月・8月に仮徴収します。仮徴収税額を差し引いた残りの税額の3分の1ずつを10月・12月・翌年2月に本徴収します。

また、年金保険者に対して特別徴収税額を通知した後に特別徴収税額が変更された場合や、賦課期日後に当該市町村の区域外に転出した場合においても、一定要件のもと特別徴収を継続しています。

市民税課 06(4309)3135、R06(4309)3809

09

09

(表) 令和2年度減免所得基準額

世帯人数	高齢者	障害者	ひとり親家庭
1人	125万円	181万円	
2人	158万円	214万円	184万円
3人	191万円	247万円	217万円

※1人増えるごとに33万円を加算。
 ※昭和30年1月1日以前生まれの公的年金受給者は、年金の雑所得金額より最大15万円控除した後の金額で判定。

令和2年度

国民健康保険料

6月中旬に決定通知書を送付

令和2年度の国民健康保険料決定通知書を6月中旬に送付します。必ず納期限までに納めてください。

なお、世帯の平成31年中の総所得金額等の合計が令和2年度減免所得基準額(表参照)以下のときは、申請により減免を受けられる場合があります。申請の際は決定通知書と印鑑を持って医療保険室保険料課または行政サービスセンターへお越しください。高齢者のみの世帯の減免を除き、添付書類が必要ですので、決定通知書の裏面をご覧ください。お問い合わせください。

減免の条件 ▽世帯の18歳以上の被保険者全員(擬制世帯主を含む)が税務署・市民税課・医療保険室保険料課のいずれかに所得申告している ▽国民健康保険料の滞納がない(徴収猶予の承認を受け、誓約・納付履行中の世帯は除く) ※不況などによる所得減少は減免対象になりません。

減免の範囲 ▽震災・風水害・火災・その他これらに類する災害により、居住する住宅に著しい損害を受けた ▽被保険者が刑事施設、労務場その他これらに

準する施設に拘禁された ▽事業の休廃業、失業などにより、加入世帯の総所得金額等の合計が前年中の総所得金額等より4割以上減少した ▽世帯に原子爆弾被爆者がいる ▽世帯に障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B・1、精神障害者保健福祉手帳1級)がいる ▽母子・父子世帯で中学生以下の子どもの世帯、または高齢者のみの所得でほかの者を扶養している

失業者特別減免 平成31年1月1日以降に、主たる所得者がリストラや倒産、廃業により現在も失業中で、次の条件の全てに当てはまるときは、申請により減免が受けられる場合があります。
減免の条件 ▽主たる所得者に就労を伴わない所得(年金・不動産利子など)がない ▽主たる所得者以外の被保険者所得が各38万円以下

申請に必要な物 ▽離職者 ▽雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職証明書、印鑑

鑑 ▽事業の倒産・廃業 ▽倒産手続きの申請書類など、廃業届、印鑑
 なお、平成30年度から、これまでの市町村に加えて、府も共同保険者となり、大阪府域で運営しています。府内市町村における加入者間の負担の公平化を図るため、保険料の減免基準についても最長6年間の経過措置期間を経て、府内で統一していきます。

非自発的失業者は届出を 雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者を対象に、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで保険料を軽減します。保険料は、非自発的失業者の給与所得を100分の30にして算定しますので、必ず届出をしてください。

申請に必要な物 雇用保険受給資格者証、印鑑
保険料を軽減 国民健康保険加入世帯の平成31年中の総所得金額等の合計が次の場合、保険料の均等割

額と平等割額を軽減します。
 なお、昭和30年1月1日以前生まれの公的年金受給者は、年金の雑所得金額から最大15万円を控除した後の金額で判定します。

基準額・軽減率 ▽総所得金額等の合計が33万円以下の場合 ▽7割軽減 ▽総所得金額等の合計が33万円を超え、33万円×被保険者数(以下の場合)2割軽減
所得の申告を 軽減(7割、5割、2割)については申請の必要はありませんが、軽減の判定には、収入がなくても所得申告が必要です。また所得申告をしていない世帯主(擬制世帯主を含む)は、必ず申告してください。

保険料を緩和 同じ世帯の方が国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行し、国民健康保険の世帯が単身となった場合、保険料の平等割額を軽減します。
 また、被用者保険(社会保険など)の被保険者本人が後期高齢者医

療保険に移行すること、新たに国民健康保険に加入する方が65歳以上の被扶養者(旧被扶養者)の場合、申請により所得割を全額免除し、均等割額を半額にします。あわせて、旧被扶養者のみの世帯は平等割額も半額にします。
 ※昨年度までは均等割・平等割ともに期限なく半額となっていました。今年度から大阪府統一基準となり、資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間に限り半額となります。よう改正されました。

国保 40歳〜74歳の方へ 特定健康診査受診券は届きましたか

国民健康保険では、40歳〜74歳の加入者を対象に心筋梗塞や脳卒中などを引き起こす原因となる生活習慣病を予防・改善するための特定健康診査を実施しています。対象となる方には、4月または5月下旬に受診券(写真)を送付しています。今年度の受診券は「黄色」で、有効期限は来年3月31日(今年度75歳になる方は誕生日前日)です。健診内容、受診方法など、詳しくは受診券に同封のチラシをご覧ください。

ご自身の健康管理のために、年度に1回は健診を受けましょう。75歳以上の方へは、大阪府後期高齢者医療広域連合から受診券が送付されています。また、東大阪市の国保以外に加入している方は、加入先の医療保険者にご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、特定健康診査の受診を希望する方は、必ず事前に受診希望の医療機関へ実施状況をお問合せください。

医療保険室保険管理課 06(4309)3051、FAX 06(4309)38007



保健所・センターだより

東保健センター：TEL 072(982)2603 FAX 072(986)2135
 中保健センター：TEL 072(965)6411 FAX 072(966)6527
 西保健センター：TEL 06(6788)0085 FAX 06(6788)2916
 健康づくり課：TEL 072(960)3802 FAX 072(960)3809

※番号を確認のうえ、かけ間違いのないようお願いします。車での来場はご遠慮ください。

食中毒が多発する季節です 卵や肉の生食にご注意を

食中毒の多くは、「カンピロバクター」や「サルモネラ菌」「腸管出血性大腸菌」が原因です。これらの食中毒菌は、食肉類や卵に付着していることが多いので、次のことに注意してください。

【新鮮なものを購入する】

食中毒菌は時間がたつにつれて増えます。卵はひび割れないものを賞味期限を確認して購入し、早く冷蔵庫に入れましょう。

【適切に保存を】

冷蔵庫や冷凍庫は菌が増えるスピードを遅くすることはできますが、殺菌できるわけではありません。特に、卵を割ってから長時間放置することは危険です。新鮮なうちに食べましょう。

【充分加熱する】

レバーや肉を生食するのはやめましょう。生食用牛レバーは食品衛生法の改正により、販売できなくなっています。販売されている牛レバーは全て加熱用です。豚肉（内臓含む）も生食が禁止されています。また、まれに卵の中にサルモネラ菌が存在することがありますので、生食は控え、中心部分まで充分加熱しましょう（目安は中心温度85℃で1分間）。



焼肉やバーベキューをするときは、生肉に触れる箸と食べる箸を分けてください。

【乳幼児や高齢者は特に注意】

食中毒の症状は、抵抗力の弱い乳幼児や児童、高齢者の場合、重症化することがありますので、特に注意してください。

◇ ◇

食品衛生課 072 (960) 3803、
 環境課 072 (960) 3807

血糖値を下げる教室

7月13日(月)・20日(月)・8月3日(月)13時～15時（計3日間）
 ④血糖値が高め（HbA1c6.5%以上）の方とその家族 ⑤12人（申込先着順）

⑥医師の講話、食事療法など ⑦最近の血液検査の結果 ⑧基本事項（9面に掲載）を7月8日(木)までに電話で（ファクス、直接も可）

⑨⑩⑪西保健センター

6月1日からは水道週間

飲み水を 未来につなごう ぼくたちで

水は限りある資源です。この機会に、水の大切さを考えてみましょう。

水道総務部総務課 06 (6724) 1221、FAX06 (6721) 2374

建物の所有者・管理者は 飲み水の衛生管理を

貯水槽を利用するビルやマンションでは、管理が不適切になると赤水が発生したり、水槽内に鳥や虫の死がい・フンが混入したりするなど水の汚染事故が起きる恐れがあります。建物の所有者・管理者は次の管理基準を守り、給水設備と水の衛生管理に努めてください。また、利用者が水の異常に気づいたときは所有者・管理者に連絡しましょう。 **管理基準** ▶貯水槽の清掃は定期的（年1回）に行う ▶設備に不備があれば速やかに改善する ▶水の色・濁り・におい・味などに注意し、異常があれば水質検査を行う ▶貯水槽の水が健康を害する恐れがあるときは、直ちに給水を停止し、利用者や保健所、上下水道局などに連絡する ※受水槽の有効容量が10m³を超えるものは、保健所への簡易専用水道の届出と年1回の定期検査（厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査）が必要です。

環境業務課 072 (960) 3804、
 環境課 072 (960) 3807 ▶上下水道局給水課 06 (6724) 1221、FAX06 (6721) 2374

6月の献血

⑫⑬▶6月7日(日)＝四条図書館
 ▶8日(月)＝菱江ショッピングプラザ
 ▶12日(金)＝マルナカ東大阪店 ▶14日(日)＝JR長瀬駅前 ※受付時間は場所によって異なり、日程を変更する場合があります。受付時に保険証などで本人確認をします。

⑭▶大阪府赤十字血液センター
 06 (6962) 7654、FAX06 (6968) 4900
 ▶地域健康企画課 072 (960) 3801、
 FAX072 (960) 3806

6月はゴキブリ駆除強調月間

ゴキブリは感染症や食中毒の病原体を運ぶ害虫です。次のことを心がけ、ゴキブリの住みにくい環境をつくりましょう。▶食品を保存するときは容器に入れ、蓋をする ▶残飯やごみ類は蓋付きのごみ箱に入れる ▶台所は清潔にする ▶黒い砂粒のようなゴキブリの排泄物は取り除く

環境業務課 072 (960) 3804、
 環境課 072 (960) 3807

罰則が強化されました 動物の愛護及び管理に関する法律が改正

昨年6月19日、動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、6月1日に一部が施行されました。動物の不適切な取扱いへの対応強化に向けて、適正飼養が困難な場合における繁殖防止の義務化が規定され、動物の虐待に対する罰則が引き上げられました。

【動物の遺棄・虐待は犯罪です】

▶愛護動物を殺傷した場合、5年以下の懲役または500万円以下の罰金
 ▶愛護動物を遺棄・虐待した場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金

【不妊手術をしましょう】

飼えない子犬・子猫が産まれないように、不妊・去勢手術をしましょう。

◇ ◇
 動物指導センター 072 (963) 6211、FAX072 (963) 1644



行事	ところ	東保健センター (072-982-2603)	中保健センター (072-965-6411)	西保健センター (06-6788-0085)
専門相談 (予約制) [クラミジア・梅毒・ エイズ検査 (証明書の発行はありません)]		19日(金) 9:30～11:00	10日(木)・24日(木) 9:30～11:00	8日(月)・22日(月) 9:30～11:00
精神保健相談 (予約制) (アルコール依存症、認知症の相談を含む)		3日(木)・4日(木)・18日(木) 14:00～16:00	23日(木)・25日(木) 14:00～16:00	2日(水)・16日(水)・18日(木) 14:00～16:00
電話健康相談		月曜日～金曜日 9:00～12:00・12:45～17:30		
糖尿病個別食事相談 (予約制)		5日(金)13:00～15:00 17日(木)9:30～11:00	12日(金)9:30～11:00 25日(木)13:00～15:00	3日(木)9:30～11:00 15日(月)13:00～15:00
骨密度測定 4か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳6か月児健康診査 離乳食講習会 BCG接種		新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、実施日を確定します。実施日など詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。		
▶犬・猫に関する相談は動物指導センター(072-963-6211)まで。 ▶就職などのための健康診断は医療機関のご利用を。				

検査の種類	受付日・時間	料金	受付場所
検便(赤痢菌、サルモネラ菌、大腸菌O157)	9日(木) 23日(木) 9:30	2640円	環境衛生検査センター 06 (6788) 4483 FAX06 (6787) 7404
水道法に基づく 飲用水水質検査(予約制)	1日(月) 11:00	平常項目 1万6800円	06 (6787) 5021 FAX06 (6787) 7404
▶受付日は都合により変更になる場合があります。その他詳細はお問合せください。			

お知らせコーナー

相談

行政書士・社会保険労務士による相談

【行政書士】

時 6月2日(火)13時～15時30分 内容 遺言・相続・内容証明・各種契約書の作成、建築業などの許認可申請、会社設立、外国人の帰化など

【社会保険労務士】

時 6月11日(木)13時～15時30分 内容 年金・健康保険・労災保険・雇用保険の手続き、労働トラブルなど

市役所本庁舎 1階相談室 ※いずれも当日先着順。
市政情報相談課 06(4309)3104、R06(4309)3801

●記号の見方

時 とき 所 ところ 対 対象 定 定員・定数 内 内容 料 料金(表示のないものは無料) 持 持ち物 申 申込方法・申込み先など 問 問合せ先 E メールアドレス

●申込みの基本事項

- 行事名または教室名
- 住所(郵便番号も)
- 氏名(ふりがなも)
- 年齢
- 電話・ファクス番号

以上をそれぞれの申込み先へ

福祉なんでも相談

時 6月1日(月)＝くすのきプラザ(若江岩田駅前) 2日(火)＝やまなみプラザ(四条) 3日(水)＝夢広場(布施駅前) 4日(木)＝はすの広場(近江堂) 5日(金)＝グリーンパル(中鴻池) 17日(水)＝ゆうゆうプラザ(日下) 18日(木)＝ももの広場(楠根) ☆いずれも13時30分～16時
地域福祉課 06(4309)3181、R06(4309)3815

常設人権相談

人権擁護委員(火・水・木)と法務局職員(月・金)が相談に応じます。



時 月曜日～金曜日 9時～16時(祝休日、年末年始を除く)
所 大阪法務局東大阪支局 06(6782)5563
人権啓発課 06(4309)3156、R06(4309)3823

催し

アジサイ園 草花ハイキング

枚岡公園からアジサイ園をたどり、草花を楽しみます(往復約8km)。
時 6月28日(日)9時30分～15時30分 ※前日17時の天気予報で当日の降水確率が60%以上の場合は中止。定25人(申込先着順) 料 中学生以上200円、子ども100円 持 弁当、飲み物、雨具 申 6月1日(月)10時から電話で
所 枚岡公園管理事務所 072(981)2516、R072(982)8725

夏季企画展示～はかる道具

時 6月2日(火)～9月6日(日)9時30分～16時30分 ※月曜日と祝休日の翌日は休館。入館料(一般50円、高校・大学生30円、小・中学生20円)が必要。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入場制限を実施する場合があります。
所 郷土博物館 072(984)6341、R072(986)1432

夏季市民テニス大会

時 7月26日(日)7時～19時＝初級・中級の男女 8月2日(日)7時～19時＝上級・年齢別45歳以上・55歳以上の男女 ※雨天時は8月9日(日)に順延。ダブルスのみ。55歳以上の人数が少ない場合は45歳以上に含めます。 所 中部緑地公園テニスコート 市内在住・在勤・在学(いずれか)の15歳以上の方、市テニス協会加盟・登録のクラブまたは団体の15歳以上の方 料 1組3000円 申 申込書を7月10日(金)18時(必着)までに郵送または直接 ※料金は当日入金。申込書は市テニス協会ウェブサイトからダウンロード可。
所 〒579-8013西石切町5-2-41 インドアテニスワールド石切内市テニス協会 072(980)7530
市民スポーツ支援課 06(4309)3282、R06(4309)3849

旧河澄家の催し&講座

【万葉の花写真展】

時 6月20日(土)～7月19日(日)9時30分～16時30分 ※月曜日、祝休日の翌日は休館。申込不要。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入場制限を実施する場合があります。

【万葉の花講演会】

時 6月28日(日)13時30分～15時 対 中学生以上の方 定 20人 持 マスク
申 6月2日(火)9時30分から

【前垣さんの大阪文化講座～ジャレは頭のおしゃれ!】

時 6月14日(日)13時～15時 対 中学生以上の方 定 20人 持 マスク 申 随時

※いずれも申込先着順。 申 各申込期間に電話で(旧河澄家ウェブサイトからも可)

所 旧河澄家(日下町7) 072(984)1640 (R兼用)

その他

4月から年金額を改定します

今年4月分からの年金額は法律の規定により、昨年度から0.2%プラスで改定されることになりました。年金額は日本年金機構から6月に送付される年金額改定通知書などでお知らせします。

所 ねんきんダイヤル 0570(05)1165 東大阪年金事務所 06(6722)6001 国民年金課 06(4309)3165、R06(4309)3805

6月7日からは危険物安全週間 訓練で確かな信頼 積み重ね

危険物とは、ガソリンや灯油、油性塗料といった火災が発生・拡大しやすく消火が困難なものをいいます。危険物を取り扱う事業所の方は、自主保安の重要性を再確認してください。また、家庭で危険物を扱うときは、注意事項をよく確認しましょう。

所 消防局予防広報課 072(966)9662、R072(966)9669

6月は土砂災害防止月間

集中豪雨などによる土砂災害の被害に遭わないよう次のことを心がけましょう。 強い雨が降り続き、崖から水が急に湧き出す、異常な山鳴りや地鳴りがするなどの現象が起これたら、早く避難する 常に気象情報に注意し、避難場所を確認しておく におおさか防災ネットにEメールアドレスを登録し、気象情報などの防災情報メールを受け取れるようにしておく 市が発令する避難情報を市ウェブサイト、ケーブルテレビ、緊急速報メール、防災行政無線屋外スピーカーで確認する
所 河川課 06(4309)3263、R06(4309)3836 危機管理室 06(4309)3130、R06(4309)3858

防災講演会&コンサート in 東大阪 中止します

6月28日(日)に市文化創造館で予定していた「防災講演会&コンサート in 東大阪」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

所 危機管理室 06(4309)3130、R06(4309)3858

配偶者からの暴力(DV)に悩む方へ まずはお電話を

専門相談員が応じます

専用ダイヤル 06(4309)3191

※月曜日～金曜日 9時～12時・12時45分～17時(祝休日、12月29日～翌年1月3日を除く)。

(内閣府) 支援体制を強化! プラス DV相談+

0120(279)889

※24時間受付。

SNS・メール相談は右のコードから(10か国語対応)



Information box for DV consultation with contact details and QR code.

学ぶのつづき

八戸の里老人センター
趣味クラブ

活動期間は7月から来年3月までです。市内在住の60歳以上の方(7月1日現在) 詩吟、民謡、書道、社交ダンス、茶道、俳句、切り絵、華道、手芸、折り紙、カラオケ、大正琴、水墨画、リズムダンス、謡曲、オカリナ、フラダンス、フォークダンス、ゲートボール、グラウンドゴルフ、囲碁、将棋 ※新型コロナウィルス感染拡大状況により、安全性の確保のため、一部または全部の教室・同好会を、当面の間休止する場合があります。6月1日(月)～11日(木)10時～15時に年齢・住所が確認できるものを本人が直接 所申 八戸の里老人センター 06(6724) 6220、Rv06 (6724) 6738

しっかり食べて、夏を乗り切ろう！
健康料理教室



7月5日(日)10時30分～13時30分 市内在住・在勤(いずれか)の方 16人(抽選) 高野豆腐のドライカレー、夏野菜のマリネ、スープ、デザート ※メニューは変更する場合があります。1000円 エプロン、三角巾 基本事項(9面に掲載)を6月21日(日)(必着)までに往復ハガキで 所申 578-0975中鴻池町2-3-13 グリーンパル(中鴻池) 06(6744) 2748 (Rv兼用)

6月の移動図書館

移動図書館 06(6728) 0202、Rv06(6730) 7337

日下町舟波神社西側	13:20～13:50	9日(火)	花園西町公園	13:20～13:50	
駅前公園(上石切町2)	14:00～14:30	23日(火)	岩田公園	14:10～15:00	10日(水)
ダイアパレス横(西石切町2)	15:00～15:40		若江本町北公園	15:30～16:10	24日(水)
横小路メイ・トラス	13:20～13:40	12日(金)	東楠風荘公園稲荷神社横	13:20～14:20	
上六万寺児童遊園	14:00～14:30	26日(金)	寺嶋公園	15:00～16:00	
桜井児童遊園	15:00～15:40		春光園(横枕)	13:20～13:50	3日(木)
瓢箪山稲荷神社東駐車場	13:20～13:50	4日(木)	加納アメリカ集会所前	14:10～14:50	17日(木)
大池公園	14:00～14:30	18日(木)	府宮加納住宅集会所前	15:10～15:50	
新池島町児童遊園	15:10～15:50		三ノ瀬公民分館	13:10～13:50	4日(木)
オーク新石切(西石切町7)	13:20～13:50	5日(金)	大和公園	14:00～14:40	18日(木)
豊浦公民分館	14:10～14:40	19日(金)	はすの広場(近江堂)北側	15:20～16:00	
シャルマンコーポ救済公園	15:10～15:40		市営島町住宅	13:20～13:50	9日(木)
東体育館前	13:20～13:50	11日(木)	市営鷺島住宅集会所前	14:00～14:40	23日(木)
マンハイム石切(日下町4)	14:20～15:00	25日(木)	新喜多公園	15:20～16:00	
J.A.孔舎衝(日下町6)	15:30～16:00		金岡公園	13:40～14:30	2日(水)
鴻北公園西側	13:20～14:00	2日(水)	柏田公園	14:40～15:10	16日(水)
府宮東鴻池第二住宅	14:10～14:40	16日(水)	岸田堂南公園	15:40～16:20	
メープルコート(島之内1)	15:30～16:00		西堤神社境内	13:30～14:10	11日(木)
玉串西団地集会所前	13:20～14:00	5日(金)	川俣水みらいセンター西	14:20～14:50	25日(木)
府宮東大阪玉串住宅	14:10～14:40	19日(金)	稲田公園	15:20～16:10	
ライオンマンション(若江東町2)	15:20～16:00		御厨天神社境内	13:20～13:50	12日(木)
角田総合老人センター	13:20～13:50	3日(木)	新家西町第2公園	14:00～14:30	26日(金)
プレジデント東大阪(岩田町6)	14:10～14:50	17日(木)	五百石公園(御厨東2)	15:30～16:10	
八戸の里公園相撲場西側	15:30～16:20				

相談しよう 一人じゃない 必ずまわりにだれがいる
小学校6年生(人権作品集)

築40年以上の
木造住宅

耐震診断・耐震改修は
お済みですか



市では、大地震に備えて耐震性が不十分な建築物の耐震改修を進めていくため、耐震診断・改修に対する補助や耐震アドバイザーの派遣をしています。

巨大地震が発生したときの住宅被害のうち、特に心配なのが昭和56年以前に建てられた木造住宅です。

耐震診断を受ければ補強・改修の必要性の有無が具体的にわかります。自分や家族の命を守るために、まずは木造住宅の耐震診断、そして耐震アドバイザーによる適切なアドバイスを受けてみませんか。

耐震診断・耐震改修などの補助制度は次のとおりです。対象はいずれも昭和56年5月31日以前に市内に建てられた木造住宅です。なお、補助申請には一定の条件を満たす必要があります。また、一部補助を受けられない住宅もありますので、詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

まずは耐震診断で
住まいの安全確認を

【木造住宅耐震診断員派遣制度】

専門家を派遣して耐震診断を行います。また、同時に耐震アドバイザー派遣も行っています。診断費用や所有者負担額など、詳しくはお問合せください。派遣対象建築物 木造の戸建て、長屋または共同住宅

【耐震診断補助制度】

耐震診断の費用の一部を補助します。

耐震設計・改修で
安全安心な住まいを

【耐震改修設計補助・改修補助】

耐震設計や改修工事に対し、耐震改修設計費用や耐震改修工事費用の一部を補助します(設計・改修補助あわせて最大100万円)。※リフォームなどは除く。補助対象建築物 地上2階建て以下の木造の戸建て、長屋、共同または兼用住宅 補助限度額 設計=耐震改修設計費用(耐震診断および工事監理費用を除く)の7割(上限10万円) 工事=耐震改修工事費用と40万円(低所得者、

高齢者、市内事業者には加算あり)を比較して低い額 工事監理=工事監理費用と10万円を比較して低い額

※自ら居住する所有者に適用する補助メニューです。自ら居住しない場合は、別の補助制度があります。

【シェルターなど・耐震ベッド設置工事補助】

シェルターなどおよび耐震ベッド設置工事に対し、シェルターなど設置工事費用(最大70万円)、耐震ベッド設置工事費用(最大30万円)の一部を補助します。補助対象建築物 地上2階建て以下の木造の戸建て、長屋、共同または兼用住宅

【除却工事補助】

耐震性が不足する木造住宅について、除却工事をする場合に費用の一部を補助します。補助対象建築物 地上3階建て以下の木造の戸建て、長屋、共同または兼用住宅のうち、耐震性が不足するもの 対象となる建築物所有者 個人所有者 世帯の月額所得が21万4000円以下 資産が1000万円以下 補助限度額 戸建住宅=除去工事に要する費用と40万円を比較して低い額 長屋・共同住宅=除去工事に要する費用と100万円を比較して低い額 ☆いずれも㎡あたり7000円以内

利用できます
代理受領制度

代理受領制度とは、申請者は「申請者が支払う費用の全額」から「受領する補助金額」をあらかじめ差し引いた額を事業者へ支払うことで、申請者の負担を軽減する制度です。

全ての補助制度は、工事の着手前に申請が必要ですので、必ず事前にお問合せください。

建築安全課 06(4309)3245、Rv06(4309)3829



テイクアウト・デリバリーサービス “掲示板” 掲載店舗

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛要請への対応策として、テイクアウトやデリバリーを実施する飲食店や小売店をまとめた“掲示板”を東大阪商工会議所のウェブサイトに掲載します。このほど、その掲示板で紹介する店舗を募集します。
市内および会議所会員事業所で飲食店・小売店を営み、テイクアウトやデリバリーの対応が可能な店舗
申込みフォームから(右下のコードからアクセス可) ※Google アカウントの取得が必要です。インターネット環境がない場合や、申込方法など詳しくは東大阪商工会議所へお問合せください。
東大阪商工会議所振興部 06(6722) 1151、FAX06(6725) 3611
産業総務課 06(4309) 3174、FAX06(4309) 3846

あなたの力を活かしませんか 預かり保育協力登録者

市立幼稚園・こども園の教育時間終了後の預かりができる方を募集します。
幼稚園教諭免許または保育士資格がある大学生以上の方
活動時間 週1日～3日 1日3時間30分程度(14時以降) 謝金 1時間1200円(交通費含む)
電話連絡のうえ、履歴書と資格に関する証明書の写しを直接
学校教育推進室 06(4309) 3270、FAX06(4309) 3838

会計年度任用職員 介護認定調査員

都道府県知事が作成する介護支援専門員名簿に登録されており、都道府県または指定都市が行う認定調査員新規研修を修了している、自転車または原動機付自転車に乗れる方
1人
介護保険に関する認定調査、新規・現任調査員研修講師補助など
選考日 6月13日(土)以降随時
選考方法 筆記・口述試験
勤務時間 9時～17時30分(週4日)
勤務条件 給与月額23万9184円、通勤・期末手当別途支給、各種社会保険完備など
任用期間 7月1日～来年3月31日
申込書と資格に関する証明書などの写し、返信用封筒(84円切手貼付)を5月25日(月)～6月5日(金)(消印有効)に郵送または8日(月)までに直接 ※申込書は市ウェブサイトからダウンロード可。
〒577-8521市役所介護認定課 06(4309) 3190、FAX06(4309) 3814

会計年度任用職員 幼稚園型認定こども園 パート保育士

幼稚園型認定こども園における早朝または延長保育業務です。
保育士資格または幼稚園教諭免許がある方
3人
選考方法 口述試験
任用期間 任用開始日～来年3月31日
申込書を郵送または直接 ※郵送の場合は、返信用封筒(84円切手貼付)を同封。申込書は市ウェブサイトからダウンロード可。選考日や勤務条件など詳しくはお問合せください。
〒577-8521市役所学校教育推進室 06(4309) 3270、FAX06(4309) 3838

会計年度任用職員 生活保護関係

給与月額 生活保護事務の補助業務=2人/14万888円
面接相談業務=1人/18万1280円
選考日 6月20日(土)
選考方法 筆記試験、面接
勤務時間 9時～17時30分(週4日)
勤務地 東・中・西福祉事務所
勤務条件 通勤手当別途支給、各種社会保険完備など
任用期間 7月1日～来年3月31日(更新の可能性あり)
6月1日(月)～16日(火)(必着)に郵送または直接 ※業務内容により、必要な資格が異なります。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。
〒577-8521市役所生活福祉課 06(4309) 3226、FAX06(4309) 3848

会計年度任用職員 指導監査専門員

社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員・管理栄養士(いずれか)の資格があり、介護保険・社会福祉事業などに1年以上の勤務経験がある方(管理栄養士は病院・学校給食などを含む)
1人
社会福祉法人・施設への指導監査にかかる業務
選考日 6月13日(土)(予定)
勤務時間 9時～17時30分(週4日)
勤務条件 給与月額18万1280円、通勤手当別途支給、各種社会保険完備など
任用期間 7月1日～来年3月31日
申込書と「私の考える社会福祉施設(または介護保険施設)のあり方」をテーマにした作文(800字程度)を5月25日(月)～6月9日(火)(必着)に郵送または直接 ※申込書や募集要項は市ウェブサイトからダウンロード可。
〒577-8521市役所法人・高齢者施設課 06(4309) 3315・3340、FAX06(4309) 3848

学ぶ

長瀬青少年センターの教室

【子育て教室～子育ての輪】
少人数のグループで子育ての不安や悩みを話しあいませんか。



6月10日(水)・24日(水)10時～11時45分
子育て中または対人援助に関わる方 ※申込不要。12時以降に個別相談あり(要予約)。

【インターネットの基本から応用】
6月13日～10月24日の第2・4土曜日14時30分～16時30分(計10日間)
市内在住・在勤・在学(いずれか)の高校生以上の方
12人(抽選)
1万5000円
USBメモリなどの記録媒体
基本事項(9面に掲載)を6月5日(金)(必着)までにハガキまたはファクスで

〒577-0832長瀬町3-7-40
長瀬青少年センター 06(6727) 1200、FAX06(6729) 9787

6月は就職差別撤廃月間
しない させない 就職差別

就職の面接で、こんなことを聞いたり、聞かれたりしたことはありませんか。
「両親の出身地はどこですか。家族の職業を教えてください」「住んでいる地域はどんな環境ですか」「お父さん(お母さん)がいないようですが、どうされたのですか」「尊敬する人物を教えてください」「結婚、出産しても働き続けられますか(女性に対して)」
これらの質問は本人に責任のない

ことや本来自由であるべき事項で、就職差別につながる恐れがあります。採用選考では、次の2点を基本的な考え方として実施することが大切です。
「人を人としてみる」人間尊重の精神、すなわち応募者の基本的人権を尊重する
応募者のもつ適性・能力を基準とし、その人の資質や長所を見いだすことを通じて行う
また、個人情報保護の観点から、応募者から提出された履歴書などの取扱いには、個人の権利・利益を侵

害しないようにしなければなりません。府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、さまざまな啓発事業を行います。応募者の基本的人権を尊重し、就職の機会均等を保障することの大切さについて、府民・事業者の皆さんの理解をお願いします。

【就職差別110番】

電話とEメールで相談に応じます。
6月1日(月)～30日(水)10時～18時(土・日曜日、祝休日を除く)
相談先
06(6210) 9518、rosei-g04@sbo.x.prof.osaka.lg.jp
〒府雇用推進室 06(6210) 9518
労働雇用政策室 06(4309) 3178、FAX06(4309) 3846

新型コロナウイルスに関する 市民・事業者向け支援情報一覧

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、影響を受けている市民、企業および個人事業主などに対して実施する支援制度などを紹介します(5月15日現在)。ぜひご利用ください。支援制度の内容など詳しくは、問合せ先の担当課などにお問合せください。

市民を対象とする支援制度など

●助成・給付に関するもの

制度	概要	対象	問合せ先
特別定額給付金	経済的な影響を受けた家計を支援するため1人当たり10万円を支給します。	4月27日時点で、東大阪市の住民基本台帳に記載されている方 市内在住で配偶者やその他親族からの暴力などを理由に避難していて、現在の居住地が住民基本台帳に記載されていない方	特別定額給付金コールセンター 06(4309)3667、FAV06(4309)3815 ▷配偶者からの暴力に関すること=DV 専門相談 06(4309)3191 ▷高齢者虐待に関すること=東・中・西福祉事務所高齢・障害福祉係(東=072-988-6617、FAV072-988-6671 中=072-960-9275、FAV072-964-7110 西=06-6784-7981、FAV06-6784-7677)
子育て世帯への臨時特別給付金	子育て世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します。	4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方	新型コロナウイルス感染症対策事業室 06(4309)3007、FAV06(4309)3815
住居確保給付金	離職した方などについて、一定期間、住居確保給付金(単身世帯:3万8000円、2人世帯:4万6000円、3人~5人世帯:4万9000円:6人以上の世帯は要問合せ)を上限に支給し、生活の土台となる住居を確保するとともに就職に向けた支援を行います。一定の資産収入などに関する要件など、給付に関する要件があります。	離職・廃業から2年以内、または休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況になり住居を失ったまたは失う恐れのある方	生活支援課住居確保給付金相談窓口 06(6748)0102、FAV06(6748)0103
市立小・中・義務教育学校の就学援助制度	経済的な理由のために市立小・中・義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に、費用の一部を援助します(世帯の所得合計額の制限あり)。また今年度中に、所得が減少したことにより世帯の所得合計額の制限を下回る見込みの場合はご相談ください(令和2年分源泉徴収票または確定申告書の控えが必要)。	保護者	学事課 06(4309)3272、FAV06(4309)3838
傷病手当金の支給	労務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)傷病手当金を支給します。	国民健康保険被保険者・後期高齢者医療制度被保険者である被用者(給与の支払いを受けている者に限る)で、療養のため労務に服することができない者(新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われる場合に限る)	医療保険室資格給付課 06(4309)3167、FAV06(4309)3804

●対応期間の延長に関するもの

制度	概要	対象	問合せ先
軽自動車税(種別割)の減免申請期限の延長	軽自動車税(種別割)の減免申請期限を6月30日(火)まで延長します。	対象車両 身体障害者などが専用するもの、身体障害者の利用に供するため構造を改造したもの、公益法人がその事業に使用するもの ※詳しくはお問合せください。	税制課 06(4309)3134、FAV06(4309)3810
法人市民税・事業所税の申告期限の延長	期限までに申告ができない場合、期限の延長が認められます。	法人市民税・事業所税の申告対象者	税制課 06(4309)3133、FAV06(4309)3810
交付前のマイナンバーカード保管期間の延長	交付前のマイナンバーカード(個人番号カード)について、本市での保管期間が今年3月以降のものは、当面、保管期間を延長します。	交付通知書を受け取り、マイナンバーカードを受け取っていない方	市民室 06(4309)3163、FAV06(4309)3012
転入、転居、世帯変更などの届出期限の延長	転入や転居、世帯変更などの届出は、異動日(引越しなどの日)から14日以内に行わなければなりません。当面、14日を過ぎた場合でも通常どおり手続きができます。	転入や転居、世帯変更などの届出者	市民課 06(4309)3164、FAV06(4309)3803
印鑑登録の回答期限の延長	印鑑登録の回答期限を、緊急事態宣言の解除の日から1か月後とします。	印鑑登録回答書の回答期限が4月8日以降の方、印鑑登録申請を緊急事態宣言の解除の前日までにを行った方	市民課 06(4309)3164、FAV06(4309)3803
保育施設入所決定による復職期日の緩和	育児休業中で入所決定となった方は「入所日から1か月以内に復職すること」の条件を「入所日から3か月以内に復職すること」に緩和します。	育児休業中で保育施設に申し込み、4月1日現在、入所決定となった子どもの保護者	子どもすこやか部施設利用相談課 06(4309)3202、FAV06(4309)3817
喫煙可能室設置届け出期間の延長	今年4月完全施行の健康増進法において、既存飲食施設が4月以降も喫煙と飲食を同じスペースで可能にする場合の届出書について、3月末を締切りとしていましたが、当面、期間を延長します。	該当する市内既存飲食店	健康づくり課 072(960)3802、FAV072(960)3809
小児慢性特定疾病医療受給者証の延長	有効期間を1年延長します(手続き不要)。	小児慢性特定疾病医療受給者で3月1日~来年2月28日の間に有効期間が満了する方	母子保健・感染症課 072(960)3805、FAV06(4309)3809

市民を対象とする支援制度など

●融資に関するもの

制度	概要	対象	問合せ先
生活福祉資金貸付制度	大阪府社会福祉協議会では、低所得世帯などに対して、生活費などの必要な資金の貸付けなどを行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。緊急小口資金（特例）、総合支援資金【生活支援費】（新型コロナウイルス感染症特例）などがあります。条件など詳しくはお問合せください。	休業や失業で、一時的な生活資金に困っている方	大阪府社会福祉協議会 06(6776)2232、FAX06(6767)1562 東大阪市社会福祉協議会 06(6789)7201、FAX06(6789)2924
母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金の貸付	子どもが在籍する保育所や学校などの臨時休業、事業所の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたすひとり親家庭などは、母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金の貸付けを活用できる場合があります。	ひとり親家庭および寡婦	子ども家庭課 06(4309)3194、FAX06(4309)3817

●支払い猶予・減免に関するもの

制度	概要	対象	問合せ先
個人市民税・府民税の減免	個人市民税・府民税の支払いが困難な方は減免が認められる場合があります。	失業や廃業した方、所得が前年中と比べて4割以上減少する見込みの方	市民税課 06(4309)3135、FAX06(4309)3809
市税の徴収猶予の特例制度	市税の納付が一時的に困難な場合は、一定の要件を満たせば、徴収の猶予を受けることができます。	市税の納税者・特別徴収義務者	納税課 06(4309)3148、FAX06(4309)3808
国民健康保険、後期高齢者医療保険の保険料の減免や納付の猶予など	保険料の減免や分割納付、納付の猶予が認められる場合があります。	事業の不振、休業または廃止、失業などの理由で、収入が著しく減少したことなどにより、保険料の全部または一部を一時に納付することができないと認める場合	医療保険室保険料課 06(4309)3168、FAX06(4309)3807
国民年金保険料の免除など	保険料の納付が困難となる方について、臨時特例措置として免除などが認められる場合があります。	所得の低下が見込まれる方	国民年金課 06(4309)3165、FAX06(4309)3805
母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払い猶予	支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、償還金の支払いを猶予します。	母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けた方	子ども家庭課 06(4309)3194、FAX06(4309)3817
保育料の日割り	6月末までの期間、登園を自粛した場合の保育料を日割りのうえに決定します。保育所および公立認定こども園に通う子どもの保護者については、新年度以降分について原則充対応を行います。	認定こども園、保育所、小規模保育施設に通う子どもの保護者	▷日割り後の保育料決定に関すること=子どもすこやか部施設利用相談課 06(4309)3202 ▷保育料充当に関すること=子どもすこやか部施設給付課 06(4309)3195 ☆FAXはいずれも06(4309)3817
介護保険料の減免	収入が著しく減少し保険料の支払いが困難となる方について、保険料の減免が認められる場合があります。	事業の廃止や失業などの理由で、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の本年中の合計所得金額の見込額が前年の2分の1以下であって、市民税非課税となると見込まれる場合	介護保険料課 06(4309)3188、FAX06(4309)3814
介護保険利用者負担額の減免	申請により減免が認められる場合があります。	事業の廃止や失業などの理由で、要介護被保険者または要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の合計所得金額が、前年の2分の1以下に減少し、市民税非課税世帯になると見込まれる場合	高齢介護室給付管理課 06(4309)3186、FAX06(4309)3814
水道料金の減額	水道料金の最低料金を5割減額します(従量料金は減額なし)。	給水契約者	上下水道局お客様サービス課 06(6724)1221、FAX06(6721)2374
水道料金などの支払い猶予などの相談受付	支払い猶予などの相談受付を行います。	生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象の方、一時的に水道料金および下水道使用料の支払いに困難をきたしている方	上下水道局収納対策課 06(6724)1221、FAX06(6721)2374
市営住宅使用料などの減免など	減免などが認められる場合があります。	市営住宅に入居しており、収入が減少して市営住宅使用料などの支払いが困難となる方	東大阪市市営住宅管理センター 06(6788)8001、FAX06(6788)8005 住宅政策室総務管理課 06(4309)3231、FAX06(4309)3834 東大阪市営北蛇草・荒本住宅管理センター 06(6782)2000、FAX06(6782)2006 住宅改良室 06(4309)3234、FAX06(4309)3834
留守家庭児童育成クラブの保護者負担金の返金(減額)	登所を自粛した場合の保護者負担金の返金(減額)を行います。	留守家庭児童育成クラブに通う児童の保護者	▷制度に関すること=青少年教育課 06(4309)3281、FAX06(4309)3835 ▷手続きに関すること=各運営事業者

●その他

制度	概要	対象	問合せ先
児童・生徒の家庭学習などの支援サイト	児童・生徒および保護者が自宅などで活用できる教材や動画などを紹介するウェブサイトです。 【文部科学省】「子供の学び応援サイト」～臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト 【経済産業省】「学びを止めない未来の教室」 【大阪府】小・中学校に向けた家庭学習教材などについて 【東大阪市】「確かな学力の向上」をテーマとした学習支援サービス～ライズeライブラリ(5月より試行実施)	小・中学生とその保護者	学校教育推進室 06(4309)3268、FAX06(4309)3838
図書カードの配布	大阪府で実施している図書カード配布事業の対象となっていない本市在住の子どもに対し、一人につき2000円の図書カードを配布します。	0歳～2歳の保育所などを利用している子ども 0歳～5歳の在宅にしている未就学児 3歳～5歳の府外の保育所などを利用している子ども 府外の学校などへ通う小・中学生、高校生	子ども家庭課 06(4309)3194、FAX06(4309)3817

企業および個人事業主などを対象とする支援制度など

●融資・支払い猶予など

制度	概要	対象	問合せ先	
無利子・無担保融資	セーフティネット保証4号・5号	中小企業者	産業総務課分室 06(6748)7275、FA/06(4309)2303	
	危機関連保証			売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業者に対して保証の措置をします。
	新型コロナウイルス感染症特別貸付	事業者	日本政策金融公庫 月曜日～金曜日 0120(154)505 土・日曜日、祝休日 ▷国民生活事業について=0120(112476) ▷中小企業事業について=0120(327790) 商工組合中央金庫相談窓口 0120(542)711	
	危機対応融資			業況が悪化した事業者に対し融資を行います。
	マル経融資の金利引下げ(新型コロナウイルス対策マル経)	商工会議所などの経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して行う融資制度(マル経融資)につき、金利引下げの措置を行います。	小規模事業者	東大阪商工会議所 06(6722)1151、FA/06(6725)3611
	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	業況が悪化した生活衛生関係営業を営む方に対し、無担保で融資を行います。	生活衛生関係営業を営む方	日本政策金融公庫 月曜日～金曜日 0120(154)505 土・日曜日、祝休日 ▷国民生活事業について=0120(112476) ▷中小企業事業について=0120(327790)
新型コロナウイルス対策衝経	売上げが減少した小規模事業者の融資制度の金利を引き下げます。	小規模事業者	日本政策金融公庫 月曜日～金曜日 0120(154)505 土・日曜日、祝休日 ▷国民生活事業について=0120(112476) ▷中小企業事業について=0120(327790)	
セーフティネット貸付の要件緩和	一時的に売上げの減少など業況悪化をきたしているが、中期的にその業績が回復しつつ発展することが見込まれる中小企業者向けの融資(セーフティネット貸付)につき、融資要件を緩和します。	中小企業者	日本政策金融公庫 月曜日～金曜日 0120(154)505 土・日曜日、祝休日 ▷国民生活事業について=0120(112476) ▷中小企業事業について=0120(327790)	
衛生環境激変対策特別貸付	一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしている旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方向けに融資します。	旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方	日本政策金融公庫 月曜日～金曜日 0120(154)505 土・日曜日、祝休日 ▷国民生活事業について=0120(112476) ▷中小企業事業について=0120(327790)	
小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付など	経済環境の変化などに起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに著しい支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して経営の安定を図るための事業資金を貸し付けます。	小規模企業共済の契約者	中小企業基盤整備機構共済相談室 050(5541)7171	
農林漁業セーフティネット資金の融資制度	農林漁業セーフティネット資金の貸付金の利用を要件に「新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障をきたしているまたははきたす恐れがあること」が追加されました。また、一定期間の実質無利子、無担保での貸付けや借入限度額が引き上げられました。	認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など	日本政策金融公庫の各支店 本店フリーコール 0120(154)505 最寄りの農協 信用農協連合会	
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の融資制度	農業近代化資金の貸付けの特例が設けられました。また、一定期間の実質無利子、無担保での貸付けとなりました。	認定農業者		
経営体育成強化資金の融資制度	農業近代化資金の貸付けの特例が設けられました。また、一定期間の実質無利子、無担保での貸付けとなりました。	主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など		
農業近代化資金の融資制度	農業近代化資金の貸付けの特例が設けられました。また、一定期間の実質無利子、無担保での貸付けや農業信用基金協会の債務保証にかかる保証料が一定期間免除されました。	認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など	信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合 グリーン大阪農業協同組合 06(6748)5200 大阪中河内農業協同組合 072(996)1717	
農業保険の保険料の支払い延長	収入保険の保険料や農業共済の共済掛金などの支払期限を延長します。	農業保険の加入者	大阪府農業共済組合本所 06(6941)8736	
社会福祉施設などに対する融資(福祉医療機構福祉貸付事業)	社会福祉施設などが機能停止になった場合などの経営資金について、通常の融資条件から貸付利率の引下げなどの優遇措置を講じた融資(優遇融資)を行います。	機能停止などになった社会福祉施設など	福祉医療機構 06(6252)0216	
市税の徴収猶予の特例制度	市税の納付が一時的に困難な場合は、一定の要件を満たせば、徴収の猶予を受けることができます。	市税の納税者・特別徴収義務者	納税課 06(4309)3148、FA/06(4309)3808	

●補助金・助成金

制度	概要	対象	問合せ先
持続化給付金	売上げが前年同月比50%以上減少している事業者に事業の継続を支え、事業全般に広く使える給付金を支給します。	中小法人・個人事業者または事業者	持続化給付金事業コールセンター 0120(115)570-03(6831) 0613<IP 電話専用回線>
休業要請支援金	大阪府から施設の使用制限による休業の協力要請を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象に支援金を支給します。	中小企業・個人事業主	休業要請支援金相談コールセンター 06(6210)9525、FA/06(6210)9504 産業総務課 06(4309)3174 FA/06(4309)3846 ※詳しくは府ウェブサイトをご覧ください(右のコードからアクセス可)。
生産性革命推進事業	サプライチェーンの毀損などに対応するための設備投資や販路開拓、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援します。	事業者	中小企業基盤整備機構 03(6459)0866 ※詳しくは中小企業基盤整備機構ウェブサイトをご覧ください(右のコードからアクセス可)。
ものづくり・商業・サービス補助	新製品・サービス開発や生産プロセス改善などのための設備投資などを支援します。	中小企業・小規模事業者	ものづくり補助金事務局 050(8880)4053 ※詳しくはものづくり補助事業公式ウェブサイトをご覧ください(右のコードからアクセス可)。
持続化補助	小規模事業者の販路開拓などのための取組みを支援します。	小規模事業者	東大阪商工会議所 06(6722)1151、FA/06(6725)3611
働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)	在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に、その実務に要した費用の一部を助成します。	中小企業者	テレワーク相談センター 0120(91)6479
雇用調整助成金の特例措置	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成します。	事業者	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター 0120(60)3999 大阪府労働局助成金センター雇用調整助成金相談予約コールセンター 0120(805)218 ※予約受付のみ。助成金センターでの相談は完全予約制です。 ※詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください(下のコードからアクセス可)。
小学校の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(労働者に休暇を取得させた事業者向け)	小学校などが臨時休業した場合などに、保護者の休暇に伴う所得の減少に対応するため、年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対し、助成金を支給します。		
小学校などの臨時休業に対応する保護者支援(委託を受けて個人で仕事をする方向け)	小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援するための助成金を支給します。		
テイクアウト・デリバリー用容器等購入補助制度	市内の飲食店が、新型コロナウイルス感染拡大を契機に、新たにテイクアウトやデリバリーを開始、または拡充する場合に必要な容器代などの購入費を5万円支給します。 受付期間 6月1日(月)～6月30日(火)(先着300件)		「#東大阪エール飯」特設ウェブサイトの店舗登録が完了している、飲食業を営む小規模事業者(従業員数5人以下)または個人事業主 ※詳しくはお問合せください。

気軽に相談を

さまざまな **相談窓口** を設置しています

●市民対象

相談窓口	概要	対象	問合せ先
法律相談	弁護士が法律上の問題の相談に電話で応じます。	市内在住・在勤・在学（いずれか）の方	市政情報相談課 06 (4309) 3104、FAX06 (4309) 3801 ※月・水・金曜日13時～16時。要予約。
女性のための法律相談	女性をとりまく法律上の問題に、女性弁護士が相談に応じます。	女性	イコラーム(男女共同参画センター) 072 (960) 9205、FAX072 (960) 9207 ※第1水曜日13時～16時。5・8・11・来年2月は第3水曜日実施。要予約。
女性のための労働相談	女性社会保険労務士が、解雇やハラスメントなどの職場のトラブルの相談に応じます。	女性	イコラーム(男女共同参画センター) 072 (960) 9205、FAX072 (960) 9207 ※第2土曜日13時30分～16時20分に実施。要予約。
DV 専門相談	配偶者からの暴力（DV）に関する相談に応じます。	市内在住の方	DV 専門相談 06 (4309) 3191 ※月曜日～金曜日9時～12時・12時45分～17時。
消費生活相談	消費生活に関する相談（新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法、契約に関するもの）に応じます。	市内在住の方	消費生活センター 072 (965) 0102、FAX072 (962) 9385 ※月曜日～金曜日9時30分～16時。
子育てサポーターによる子育て相談	育児に関する悩みや相談に応じます。	就学前乳幼児がいる子育て世帯	子どもすこやか部施設給付課 06(4309)3302、FAX06(4309)3817
子どもに関する悩み相談	子育てに関するしつけや体調、子どもの健やかな成長・発達に関する悩みについての相談に応じます。	市内在住の0歳～18歳の子どもとその家族、妊産婦	子ども見守り相談センター子ども相談課 06(4309)3197、FAX06(4309)3818
子ども虐待の通告窓口	子どもに関する虐待の相談・通告について対応します。	市内在住の方	子ども見守り相談センター子ども相談課 06(4309)3197、FAX06(4309)3818
子育て相談ダイヤル	子育てに関する不安や悩みについての相談に24時間応じます。	市内在住の0歳～18歳の子どもとその家族、妊産婦	東大阪市子育て相談ダイヤル 072 (961) 0178
子育て支援センター、つどいの広場における電話相談	育児に関する悩みや相談に電話で応じます。	就学前乳幼児がいる子育て世帯	子育て支援センター・つどいの広場（18か所）※連絡先は市ウェブサイト参照。
子どもの悩み相談	子どもの教育や養育に関する悩みに、相談員が電話で対応します。	保護者、市内在住の方	教育センター 06 (6720) 7867
いじめ・悩み110番	いじめや友人関係など、子どもの悩みに、相談員が電話で対応します。	子ども	教育センター 06 (6732) 0110
すこやかテレホン	青少年に関する悩み相談に相談員が対応します。	市内在住の方	東大阪市青少年補導センター 06 (6721) 9174 ※火曜日～土曜日10時～16時。メールでの相談も可 ✉hodou.9174@gmail.com
ひきこもりなどの相談	ひきこもり・不登校の悩みの相談に応じます。	本人とその家族	くろみ東大阪 06 (6727) 0535 電話がつかない場合は080 (4152) 9768 ※月・火・水・金曜日10時～16時。

●企業および個人事業主など対象

相談窓口	概要	対象	問合せ先
経営相談窓口	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置しています。	中小企業・小規模事業者	東大阪商工会議所 06 (6722) 1151、FAX06 (6725) 3611 ※詳しくは経済産業省ウェブサイトをご覧ください（右のコードからアクセス可）。 日本政策金融公庫 月曜日～金曜日 0120 (154) 505 土・日曜日、祝休日 ▷ 国民生活事業について=0120 (112476) ▷ 中小企業事業については0120 (327790) 日本政策金融公庫東大阪支店 ▷ 国民生活事業については=06 (6782) 1321 ▷ 中小企業事業については=06 (6787) 2661 商工中金東大阪支店 06 (6746) 1221 大阪信用保証協会 ▷ 月曜日～金曜日=06(6260)1730 ▷ 土・日曜日=06 (6131) 7321 大阪府商工会連合会 06 (6947) 4340 大阪府中小企業団体中央会 06 (6947) 4370 中小企業基盤整備機構近畿本部 06 (6264) 8613 近畿経済産業局相談窓口 06 (6966) 6024
経営アドバイス	資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、IT ツールの導入など、中小企業・小規模事業者が抱えるさまざまな経営の悩みに、専門家が対応しています。	中小企業・小規模事業者	大阪府よろず支援拠点 06(4708)7045 ※詳しくは経済産業省ウェブサイトをご覧ください（右のコードからアクセス可）。
資金繰り支援窓口	資金繰り支援全般に関する相談に対応しています。	中小企業・小規模事業者	中小企業金融・給付金相談窓口 0570 (783183) 金融庁相談ダイヤル 0120 (156811)
テレワーク導入支援	テレワークの知見、ノウハウなどを有する専門家が無料で、テレワーク導入に関するアドバイスを実施しています。	事業者	総務省テレワークマネージャー Web・電話相談事業事務局 03(5213)4032 ※詳しくは中小企業税制/ワンフレッツをご覧ください（右のコードからアクセス可）。
特別労働相談窓口	一般的な労働相談や特別休暇制度導入にかかる企業訪問による就業規則の整備支援などの無料コンサルティングを実施します。	府内在住の方、事業者	大阪労働局 0120 (939) 009

新型コロナウイルスに関する支援情報については、新しい制度などを含め内容が随時更新されるため、最新の情報は市ウェブサイトでご確認ください（右のコードからアクセス可）。

